

テールゲートリフター特別教育の開講決定！

テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育が義務化されます

日程につきましては順次ホームページ上で公開いたします

令和6年2月1日以降は、下記カリキュラムによる特別教育を受けた者でなければ、テールゲートリフターを使用した荷役作業をおこなうことができなくなります。

労働安全衛生規則等の一部改正内容

貨物自動車に設置されているテールゲートリフターを使用した荷を積み卸す作業において、労働者がテールゲートリフターの機能や危険性を十分に認識していないことにより、テールゲートリフター使用時の労働災害が発生していることから、荷を積み卸す作業におけるテールゲートリフターの操作の業務が、労働安全衛生法第59条第3項に基づく特別教育の対象となります。



☑ カリキュラム (計6時間)

内容		時間	料金
学科	テールゲートリフターに関する知識	1.5h	¥ 16,000 (教本代、税込)
	テールゲートリフターによる作業に関する知識	2.0h	
	関係法令	0.5h	
実技	テールゲートリフターの操作の方法について	2.0h	

最新情報はこちら



テールゲートリフター開催日

開催日

開催日 (満席)

12月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24/31	25	26	27	28	29	30

2024年1月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

※12/1予約開始

2024年2月						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29		

2024年3月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24/31	25	26	27	28	29	30